

2021年11月29日

「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022」の策定についての意見

小西 聖子

- 1) 私は女性に対する暴力専門調査会の会長をしております。現在、性犯罪・性暴力に関しては「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、各府省で集中的に取り組まれているところですが、令和4年度は取り組みの最終年度です。刑法改正、若い人に向けての相談や積極的支援、学校での教育の取り組み等を引き続き強力に行ってください。ようやく、社会にも日本における性暴力に対する取り組みの遅れが、周知されるようになってきましたが、それでも、偏見や二次被害は根強くあります。直近の内閣府の被害調査をみると、被害を受けた女性の約6割、男性の約7割はどこにも相談していません。
- 2) またDVに関しては、現在「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ」で内容見直しの検討を行っております。この法律ができた平成13年当初は、とにかく生命に危険のある被害者を逃がすということに焦点が絞られ、被害を受けた人とその子どもへの心身への長期的影響の認識とその回復への支援は、不十分でした。その後少しずつ改正が重ねられてきましたが、20年たった現在では、諸外国のDVにかかわる法律と比べても限定的で、DVが社会に大きな損失を与えていることの理解が不十分なものとなっています。

DV防止法では、保護命令などの発令は、身体的被害を基本として心理的被害の扱いはそれに準じるものとされてきましたが、考えてみれば、暴力から逃げられないのは、殴られて歩けないからではなく、繰り返す被害によって、心理的に次の暴力を予期して怖いから逃げないのです。自分と関係ない人の一度限りの暴力であれば、誰でも逃げるでしょう。むしろ問題の本質は心理的側面にあることを理解することが必要です。被害を受けた人の人権が守られるよう、諸外国と同様、暴力の種類を限定を付けず、適切に規定して保護命令等の対処ができるように改正すべきです。